

家庭用コージェネレーションシステム契約  
(家庭用コージェネ契約)

令和元年 10 月 1 日

伊万里ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 料 金	2
7. 名義の変更	2
8. 契約の変更又は解消	3
9. そ の 他	3
付 則 1. 実施の期日	3
(別表) 1. 料金の計算方法	4
2. 料金表	4

## 1. 目 的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な利用又はその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 7 項の規定に基づき九州経済産業局長に届けたものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更し、九州経済産業局長に届け出ることがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」・・・ガスを一次エネルギーとしてガスエンジンにより電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用熱電供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」・・・住居の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」・・・店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

## 4. 適用条件

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は 1 需要場所に設置するガスメーターの能力（一般ガス供給約款による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款 2 2（4）ただし書きの規定により早収料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジンの定格発電出力（機器容量）が 1 k w 以上 5 k w 以下であること。
- (3) 需要場所が、当社が 4 6 . 0 4 6 5 5 メガジュールのガスを供給する地区であること。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申込を承諾した時に成立いたします。
- (2) 契約の期間は次の期間といたします。
  - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

- ② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。
- なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。
- ③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間の満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は一般契約への変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、このかぎりではありません。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款、又は他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）に基づく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく料金を一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定致します。
- (2) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は、(1)に基づく1ヶ月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。

## 7. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 8. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件をみたさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

## 9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

- (1) この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

### (別 表)

#### 1. 料金の算定方法

早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は一般ガス供給約款の23. 単位料金の調整の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

#### 2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

- (1) 基本料金(46.04655メガジュール地区)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	3,850.00円(税込)
------------------	---------------

- (2) 基準単位料金

46.04655メガジュール地区	1立方メートルにつき	84.2557円(税込)
------------------	------------	--------------

- (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款の23. 単位料金の調整の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。